

基準緩和認定申請に必要な書面・記載方法等について

基準緩和認定申請に必要な書面等

- ① 基準緩和認定申請書（第1号様式） P 2
- ② 誓約書（参考1） P 3
- ③ 運行の概要説明書（参考3） P 4～P 15
- ④ 保安基準等適合検討結果確認証明書（参考4） . P 16
- ⑤ 申請車両の外観四面図 P 17
- ⑥ 遠隔型自動運転システム等の概要説明書 P 18
- ⑦ その他 P 19～P 20



① 基準緩和認定申請書の記載方法

〈例〉

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書

① 令和〇年〇月〇日

② 関東運輸局長 殿

③ 申請者の氏名又は名称 株式会社 ○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○
住 所 神奈川県横浜市中区
北仲通 5 - 5 7

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第 5 5 条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- ④ 1 車名及び型式 ヨコハマ 不明
- 2 種別及び用途 普通 乗用
- 3 車体の形状 ステーションワゴン
- ⑤ 4 自動車登録番号及び車台番号 KND-5571234
- ⑥ 5 使用の本拠の位置 神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7
- ⑦ 6 構造又は使用の態様の特殊性
自動運転システムにより運行可能な装置を備えた自動車である。
- ⑧ 7 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
保安基準
・ 第 8 条第 2 項 原動機及び動力伝達装置
・ 第 1 0 条 操縦装置
・ 第 1 1 条第 1 項 かじ取装置
・ 第 1 7 条の 2 第 6 項 電気装置
・ 第 2 0 条第 1 項 乗車装置
・ 第 2 4 条第 1 項 立席
- ⑨ 8 認定を必要とする理由
従来の自動車とは異なる構造を有する自動車であり、公道走行するに
あたり保安基準の緩和が必要となるため。
- ⑩ 9 省略する添付資料
なし

① 申請日

運輸局への提出日を記載します。

② 宛名

提出する地方運輸局長宛としてください。

〈例〉 関東管轄：関東運輸局長 近畿管轄：近畿運輸局長 九州管轄：九州運輸局長

③ 申請者の氏名又は名称、住所

申請者は緩和を申請する自動車の使用者となります。

使用者が法人の場合には、法人名及び法人の代表者名としてください。

④ 車名及び型式、種別及び用途、車体の形状

申請する自動車の自動車検査証を参照し、記載します。

自動車検査証が無い場合には、自動車検査証に記載される内容を記載します。

⑤ 自動車の登録番号及び車台番号

申請する自動車の登録番号及び車台番号を記載します。

未登録車の場合は自動車登録番号の記載は不要です。

車台番号が無い場合には製造番号を記載します。

⑥ 使用の本拠の位置

申請する自動車の自動車検査証に記載される使用の本拠の位置を記載します。

⑦ 構造又は使用の態様の特殊性

申請する自動車の特殊な構造等について記載します。

⑧ 認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

保安基準の緩和認定により適用の除外を受ける条項を記載します。

⑨ 認定を必要とする理由

基準緩和認定を必要とする理由を記載します。

⑩ 省略する添付資料

複数の同一車両を緩和申請する場合に、重複するため提出を省略する書類名を記載します。

② 誓約書の記載方法

〈例〉

① 令和〇年〇月〇日

② 関東運輸局長 殿

③ 申請者の氏名又は名称 株式会社 ○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○

住 所 神奈川県横浜市中区
北仲通 5 - 5 7

誓 約 書

④

弊社が使用する車名 ヨコハマ、型式 不明、
車台番号⑤KND-5571234の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

- 1 認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
- 2 運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 3 1に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
- 4 重大事故時には、遅滞なく通報します。

① 申請日

運輸局への提出日を記載します。

② 宛名

提出する地方運輸局長宛としてください。

〈例〉 関東管轄：関東運輸局長 近畿管轄：近畿運輸局長 九州管轄：九州運輸局長

③ 申請者の氏名又は名称、住所

申請者は緩和申請する自動車の使用者となります。

使用者が法人の場合には、法人名及び法人の代表者名としてください。

④ 車名及び型式

申請する自動車の自動車検査証を参照し、記載します。

自動車検査証が無い場合には、自動車検査証に記載される内容を記載します。

⑤ 自動車の車台番号

申請する自動車の車台番号を記載します。

車台番号が無い場合には製造番号を記載します。

③ 運行の概要の記載方法

- 特別装置自動車の場合にはAの様式、遠隔型自動運転システム搭載車についてはBの様式を使用します。
- 各記載項目についてはP 5～P 15をご参照ください。

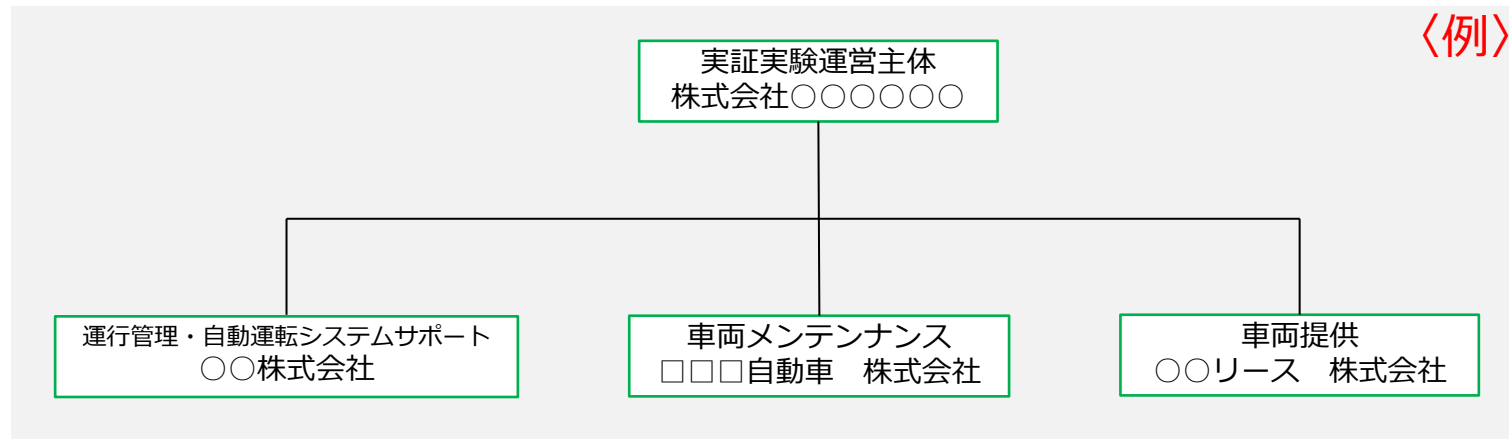
A	
運行の概要について (特別装置自動車)	
1. 運行の概要	
①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	
2. 使用する車両の概要 (特別装置に係るものを除く)	
①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	
3. 使用する特別装置の概要	
①装置外観等	

B	
運行の概要について (遠隔型自動運転システム搭載車)	
1. 運行の概要	
①運行体制	
②運行期間	
③走行ルート・環境	
④使用車両	
⑤主な安全確保措置	
⑥運行の手順	
⑦緊急時の体制	
⑧備考	
2. 使用する車両の概要 (遠隔監視・操縦装置に係るものを除く)	
①車両・自動運転システムの外観等	
②保安基準適合性・安全確保のための代替措置	
3. 使用する遠隔監視・操縦装置の概要	
①装置外観等	
②装置の管理	

● 1. ①運行体制

記載内容

- 車両の改造・提供等の技術協力その他の運行にあたっての協力体制を図等を用いて記載します。



● 1. ②運行期間

記載内容

- 運行計画の内容を踏まえ、可能な限り詳細に記載します。
- 基準緩和申請から実証終了までのスケジュールをカレンダー等を用いて記載します。

※並行輸入自動車でない場合は自動車機構での事前審査は不要
 ※基準緩和認定までに要する時間は目安として約2～3ヶ月

▶ 令和○年○月○日（火）～令和○年○月○日（火）

※その他の実証情報を記載

公道実証スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月
○○警察署	事前相談			道路使用許可・公道審査	
関東運輸局	事前相談	基準緩和認定申請	車検	公道実証	
自動車機構	事前相談	並行輸入自動車事前審査			

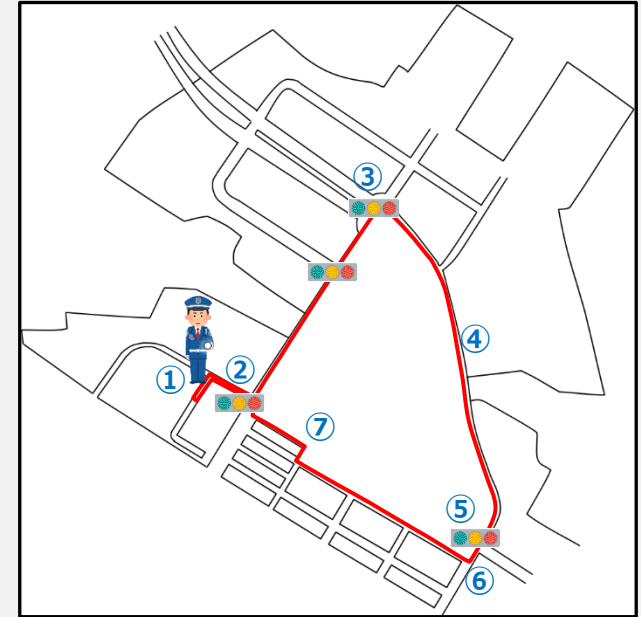
● 1. ③走行ルート・環境

記載内容

- 地図や写真等により、走行ルートの全体図を示します。起点、バス停、終点、走行距離並びに遠隔運転者席の設置場所等を記載します。

- 神奈川県横浜市中区みなとみらい周辺を走行ルートとする。(約3km)
 - ・ 横浜第二合同庁舎 → 赤レンガ倉庫
 - 神奈川県庁を周回するルート (1周約30分)
 - ・ 発着地は横浜第二合同庁舎の駐車場に設定

※必要に応じてその他情報を記載



起点	終点	走行距離	走行速度	制限速度
横浜第二合同庁舎①	海岸通4丁目交差点②	200m	19km/h以下	30km/h
海岸通4丁目交差点②	ショッピングセンター前交差点③	600m	19km/h以下	40km/h
ショッピングセンター前交差点③	赤レンガ倉庫前④	300m	19km/h以下	40km/h
赤レンガ倉庫前④	横浜税関前交差点⑤	400m	19km/h以下	40km/h
横浜税関前交差点⑤	元浜町通り⑥	500m	10km/h以下	40km/h
元浜町通り⑥	海岸通3丁目交差点⑦	500m	10km/h以下	40km/h
海岸通3丁目交差点⑦	海岸通4丁目交差点②	100m	10km/h以下	30km/h
海岸通4丁目交差点②	横浜第二合同庁舎①	200m	19km/h以下	30km/h

1. ③ 走行ルート・環境詳細

記載内容

● 実証実験中の運用方法について

- ・ 実証経路上で存在する道路環境に合わせて、基本となる運用方法等を詳細に記載します。
- ・ 緊急停止ボタンを押下することを躊躇わないよう、事前に緊急停止させるべき状況を検討します。
- ・ 緊急停止ボタンにて停止後に、自動運転に復帰するまでの手順について記載します。

○ 本実証実験の経路上の各環境での運用方法については以下を基本とする。

〈例〉

環境状況	運用方法
交差点（信号機有り）	（一時停止は自動？手動？信号検知はできる？運転者が判断？保安要員の役割は？）
交差点（信号機無し）	
一時停止	
横断歩道	
障害物等の回避・追い越し	
共通事項	

○ 遠隔運転者、保安要員、誘導員の役割は以下を基本とする。

担当者	役割・義務
運転者又は遠隔運転者	実証時に配置する各担当者の役割を記載します。 ・ 遠隔運転者の役割（車両の操作？システムの監視？） ・ 保安要員の役割（車内の監視？乗客の安全確保？） ・ 誘導員の役割（車外の交通整理？歩行者の誘導？）
保安要員	
誘導員	

○ 以下の場合には、運転者または保安要員により緊急停止ボタンにより車両を停止させる。

- ① ～～～～の場合
- ② ～～～～の場合
- ③ ～～～～の場合
- ④ ～～～～の場合

緊急停止させる状況は？（通信遅延大きい場合？操縦装置が効かない場合？障害物を検知できていない場合？）
緊急停止からの復帰手順は？

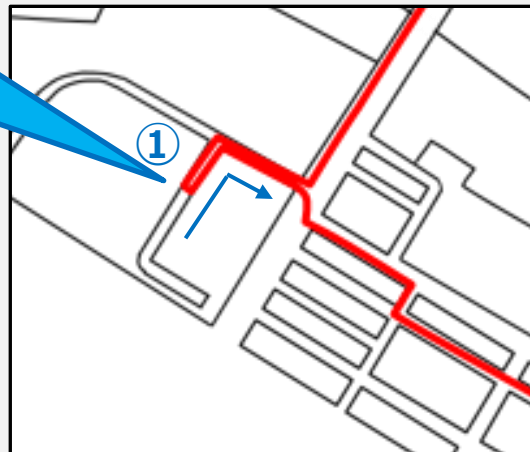
1. ③ 走行ルート・環境詳細

記載内容

- 走行ルートの全体図で示した番号毎に各経路の写真を用い、走行環境や運用方法の詳細を記載します。
※②～⑦についても同様に記載

〈例〉

① 横浜第二合同庁舎



道路状況	車線数	・片側1車線
	制限速度	・30 km/h
	歩車分離の有無	・有
	環境	・道路に三角コーンを設置し、発着地とする ・警備員を配置し、周囲の交通状況を確認 ・自動車及び歩行者等の交通量は多い ・住宅地であり子供の往来も多い ・見通しが悪い
運用方法	走行速度	最大19 km/h 交差点内は5 km/h
	走行車線	第一走行車線
	手動・自動	自動
	進行方法	直進、右折
	運行方法	運転者が右後方等の周囲の安全を確認した後、発車指示を行い自動で出発する。 交差点手前で自動で一時停止し、運転者が周囲の安全確認を行った後、発車指示を行い自動で右折する。

1. ④ 使用車両

記載内容

- 車名、型式、種別、用途及び車体の形状並びに初度登録年月日について記載します。
- 車両の外観図（写真可）を添付します。

〈例〉

車名	ヨコハマ
型式	不明
種別	普通
用途	乗用
車体の形状	ステーションワゴン
初度登録年月日	未登録 又は 平成〇年〇月〇日

1. ⑤ 主な安全確保措置

記載内容

- 緊急停止装置の設置や運用方法などを記載します。
- 保安要員等の配置予定等を記載します。
- 案内等の看板の内容及び設置場所を記載します。
- 警備員等を配置する場合については、配置場所を図示します。

〈例〉

- ・ 右側後部座席には**保安要員を乗車**させる
- ・ 保安要員により車両内部の状況及び車外環境を監視
- ・ **保安要員座席付近に緊急停止ボタンを設置**
- ・ 緊急時には手で緊急停止が可能である

- ・ 2カ所に案内等の看板を設置

- ・ 発着地点に車両を誘導及び安全確認を行うため警備員を1名配置する

1. ⑥運行の手順

記載内容

- 使用車両の始動方法等を含む運行の手順の概要や運行終了後の報告体制を記載します。
- 運行の開始に際し、始動装置その他の操作装置等の操作に関する条件又は制限が必要となる場合にはあわせて記載します。
- 運行前、運行後の点検等の実施内容・確認内容・報告体制等を記載します。

〈例〉



始動方法

- ① キーを差し、イグニッションをONにする。
- ② イグニッションONと同時に自動運転システムのシステムチェックが作動
- ③ システムに問題がなければモニター上の自動運転開始ボタンを押下することが可能となる
- ④ 自動運転開始ボタン押下により、自動運転作動となる

運行の管理等

運行管理担当：〇〇 〇〇
 整備管理担当：〇〇 〇〇

運行前

1. ~~~~を実施
2. ~~~~の確認
3. ~~~~へ報告

運行終了後

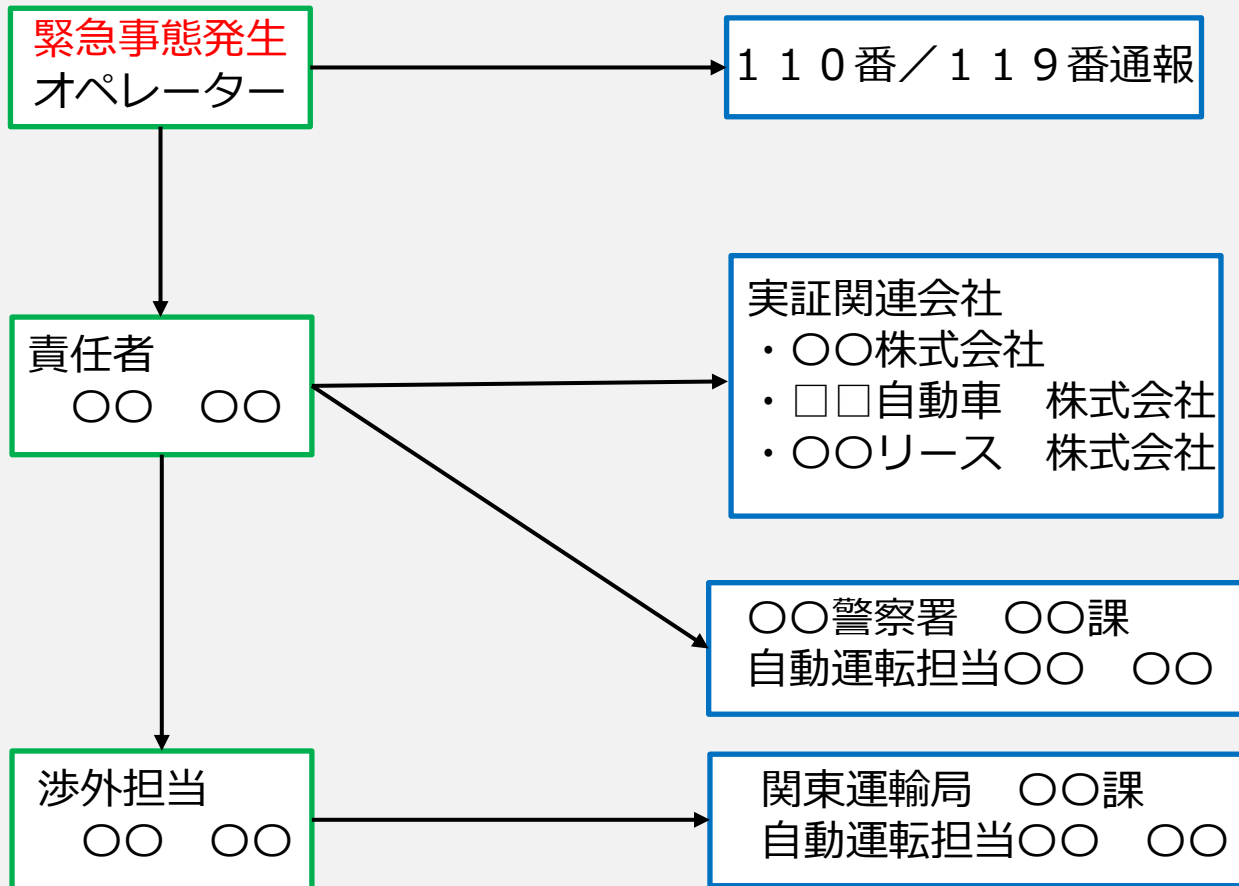
1. ~~~~を確認
2. ~~~~へ報告

1. ⑦緊急時の連絡体制

記載内容

- 不具合及び事故発生時等の連絡・報告体制を記載します。

〈例〉

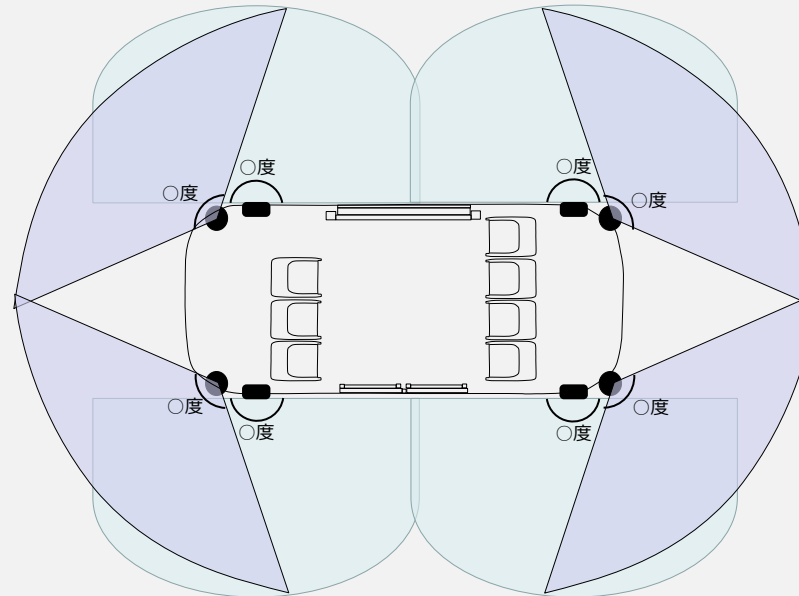
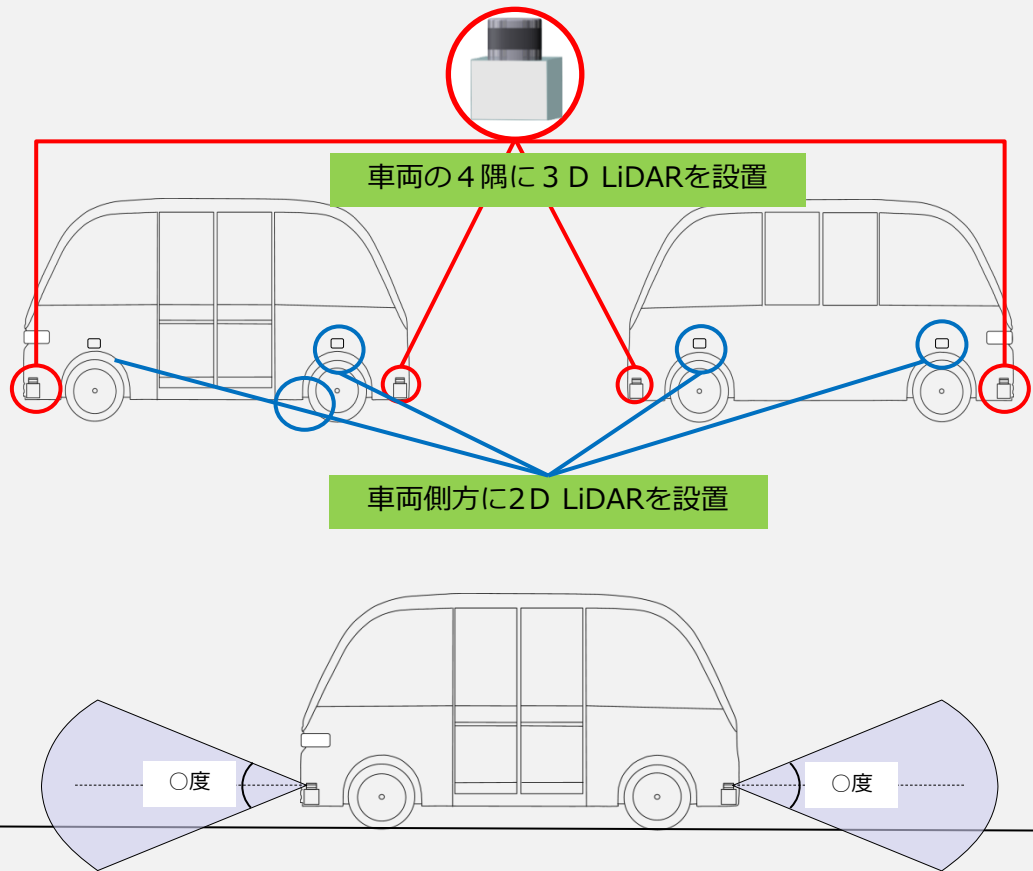


2. ①車両・自動運転システムの外観等（遠隔監視・操縦装置に係わるものを除く）

記載内容

- 外観図等により、改造箇所や自動運転システムのカメラ・レーダー・センサー・制御装置等の取付位置を記載します。また、機能及び性能等に関する説明を記載します。
- カメラの視野範囲又はレーダーの検知範囲及び作動範囲等を図面等によりあわせて記載します。

- ・ 3D LiDAR 4箇所、2D LiDAR 4箇所を備えており、周辺の障害物の検出等に用いる。



〈例〉

3D LiDAR	
チャンネル数	40
測定距離	0.5~100m
作動範囲	0.5~20m
FOV (水平)	120度
FOV (垂直)	45度
測定精度	±3cm

2D LiDAR	
チャンネル数	40
測定距離	0.5~100m
作動範囲	0.5~5m
FOV (水平)	120度
FOV (垂直)	45度
測定精度	±3cm

2. ②保安基準適合検討書の記載方法

〈例〉

保安基準	保安基準の内容及び内容	判定	細目告示 第2節 第3節	細目告知の内容及び内容	適用整理告示	適用整理告示の内容及び内容	判定	判定の根拠
第2条	長さ、幅及び高さ	○	84	第84条第1項 自動車の測定に關し、保安基準第2条第1項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を、第2項により測定するものとする。 一 空車状態 二 はしご自動車のはしご、架線修理自動車やくろその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態 三 折畳式のばら、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を開閉した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽けん引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。 四 車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第5項の装置、側面周辺監視装置（その突出量が保安基準第2条第2項第3号及び第4号に定める突出量を超えないものに限る。以下この号において同じ。）及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。				
				第84条第2項 自動車の長さ、幅、高さは、直進姿勢にある前項の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き、巻き尺等を用いて次の各号に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。 一 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離 二 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備えるもの（第137条第3項第4号により中央部に備えるものを除く。第100条第4項第10号において同じ。）を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 三 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離				
				第84条第3項 保安基準第2条第1項の告示で定めるものは、次の各号に掲げる基準に適合するセミトレーラとする。 一 物品を積載する装置が次のいずれかに該当すること。 イ バン又はこれに類するもの ロ タンク又はこれに類するもの ハ 梶骨で支持された機に覆われるもの ニ コンテナを専用で積載するための架装装置を有するもの ホ 専ら車両を運搬する構造のもの				
	第2条第2項 次の各号に掲げるものは、告示で定める方法により測定した場合において、それぞれ当該各号に定める突出量の範囲内で突出することができる。 一 外開き式の窓及び換気装置並びに第44条第6項の装置 その自動車の最外側から250ミリメートル未満、その自動車の高さから300ミリメートル未満 二 後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側鏡付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。第44条において同じ。） その自動車の最外側から250ミリメートル未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側から250ミリメートル以下）、その自動車の高さから30ミリメートル未満		162	第84条第4項 自動車の測定に關し、保安基準第2条第2項の告示で定める方法は、次の各号に掲げる状態の自動車を測定するものとする。 一 外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態 二 後写鏡、後方等確認装置、保安基準第44条第6項の装置及び側面周辺監視装置にあつては、取り付けられた状態				
				第84条第5項 保安基準第2条第2項第4号の告示で定める装置は、周辺監視装置とし、同号の告示で定める突出量は、次の各号に掲げる突出量に準じて、それぞれ当該各号に定める突出量とする。ただし、当該各号に定める突出量を超えて突出する装置の突出量は、保安基準第2条第2項の規定は、適用しない。 一 側方衝突警報装置を備える自動車 その自動車の幅が、保安基準第2条第2項第4号の告示で定める突出量を超えて突出する装置の突出量は、保安基準第2条第2項第4号の規定は、適用しない。 二 前号に掲げる自動車以外の自動車				

- ① 保安基準・細目告示・適用整理告示の条項及び内容
 - ・各保安基準・細目告示・適用整理告示の条項及び内容を記載します。
- ② 判定
 - ・該当する基準等に適合している場合には「○」、不適合で緩和が必要な場合には「×」、基準等が適用されない場合は「対象外※1」又は「適用除外※2」を記載します。
 - ※1 対象外とは、基準上で除かれているもの（例：乗車定員11人以上は除く）
 - ※2 適用除外とは、適用整理告示で適用が除かれているもの。この場合は、適用整理告示の条項及び内容の記載が必要です。
- ③ 判定の根拠
 - ・車両の寸法や重量等の数値を記載します。認可証や技術基準等適合証明書が提出がある場合はその旨を記載してください。
 - なお、判定欄で「×」を記載した部分について「緩和項目の詳細書面」と記載し、基準緩和を申請する各基準に対しての緩和の必要性及び代替の安全確保措置等を別紙に記載します。

2. ②別紙緩和項目の詳細の記載方法

〈例〉

操縦装置 保安基準第10条

基準から外れている内容	・ 協定規則第121号に適合しない
緩和の必要性	・ 自動運転を目的として製作された車両であり、一般的な操作装置、識別装置等を備えていない
代替装置	・ 操縦用コントローラー
安全対策確保のための代替措置	・ 操縦用コントローラーに各種操作機能を明示する ・ 運転者は社内でライセンス規定を設け、ライセンスを取得した者が行う。また、定期的に運転講習を設け操作技術の維持を図る
代替措置に対する根拠	 <p>The diagram shows a grey game controller with several yellow labels pointing to specific buttons and features. The labels are: ブレーキ (Brake), 自動運転スタンバイスイッチ (Automatic driving standby switch), 車幅灯・前照灯 (Vehicle width lamp/headlight), 左方向指示器 (Left direction indicator), 非常点滅表示灯 (Emergency flashing indicator), 右方向指示器 (Right direction indicator), 操舵 (Steering), 音音器 (Speaker), and 駐車ブレーキ (Parking brake). A red circle highlights the four buttons labeled A, B, C, and D. A red line connects this circle to a larger red circle containing the labels A, B, C, and D with corresponding function labels: A (音音器), B (音音器), C (駐車ブレーキ), and D (音音器).</p>

3. ① 装置外観等

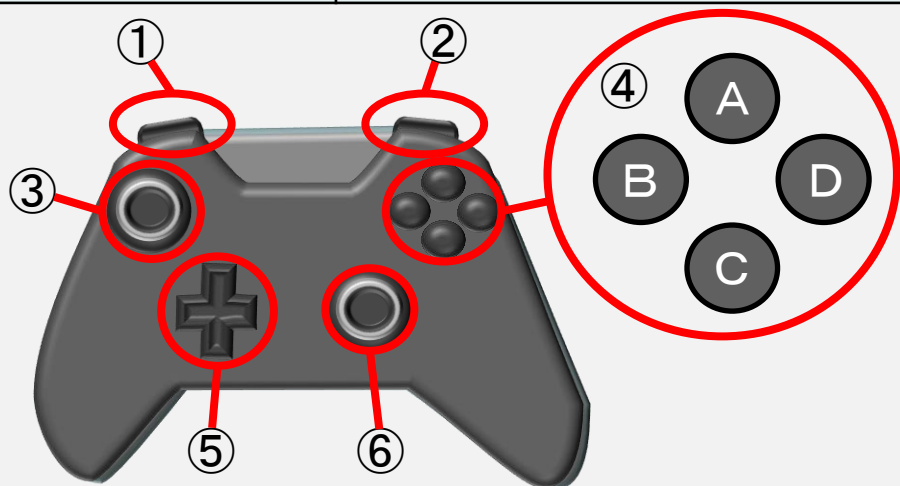
記載内容

- 特別装置により操作可能な装置の機能及び操作性等の性能並びに操作方法を記載します。

コントローラ操作について

〈特別装置車記載例〉

自動運転モード開始	自動運転スタンバイ状態で①+②を押下
ブレーキ	①を離す
警音器	④のBボタン押下
駐車ブレーキ	④のCボタン押下（停止状態のみ作動）
方向指示器	⑤の十字キーの右、左により点灯操作
車幅灯・前照灯	⑤の十字キー上を押下
非常点滅表示灯	⑤の十字キー下を押下
操舵	⑥により操舵を行う



- 遠隔型自動運転システムを搭載する車両の場合には、遠隔操縦装置の外観、機能及び操作性等の性能並びに操作方法を記載します。

〈遠隔型自動運転システム搭載車記載例〉

遠隔型自動運転システムにおける、遠隔操縦装置は、自動運転システム及び車両の状態を常に監視し、問題が発生していないかを遠隔運転者が把握可能とする。遠隔運転者は、実際に車両を運転する場合と同様の操作及び情報が取得できる。



3. ② 装置の管理（特別装置自動車を除く）

記載内容

- 装置の保管場所等の管理方法を記載してください。

〈例〉

・遠隔型自動運転装置は〇〇ビル〇階の施錠可能な〇〇室に設置されており、〇〇室の鍵は厳重に管理されている。
また、システムの起動・作動には特別な認証キーが必要となり、〇〇課で管理している。



⑤ 保安基準等適合検討結果確認証明書の記載方法

〈例〉

① 令和〇年〇月〇日

保安基準等適合検討結果確認証明書

② 証明者氏名又は名称
株式会社 ○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

③ 1. 車台番号又は製造番号
KND-5571234

④ 2. 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項
保安基準

・第8条第2項	原動機及び動力伝達装置
・第10条	操縦装置
・第11条第1項	かじ取装置
・第17条の2第6項	電気装置
・第20条第1項	乗車装置
・第24条第1項	立席

以上

① 申請日

運輸局への提出日を記載します。

② 証明者氏名又は名称

当該証明について責任を負うことができる申請者又は自動車製作者の氏名を記載します。

③ 車台番号又は製造番号

申請する自動車の車台番号又は製造番号を記載します。

④ 認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項

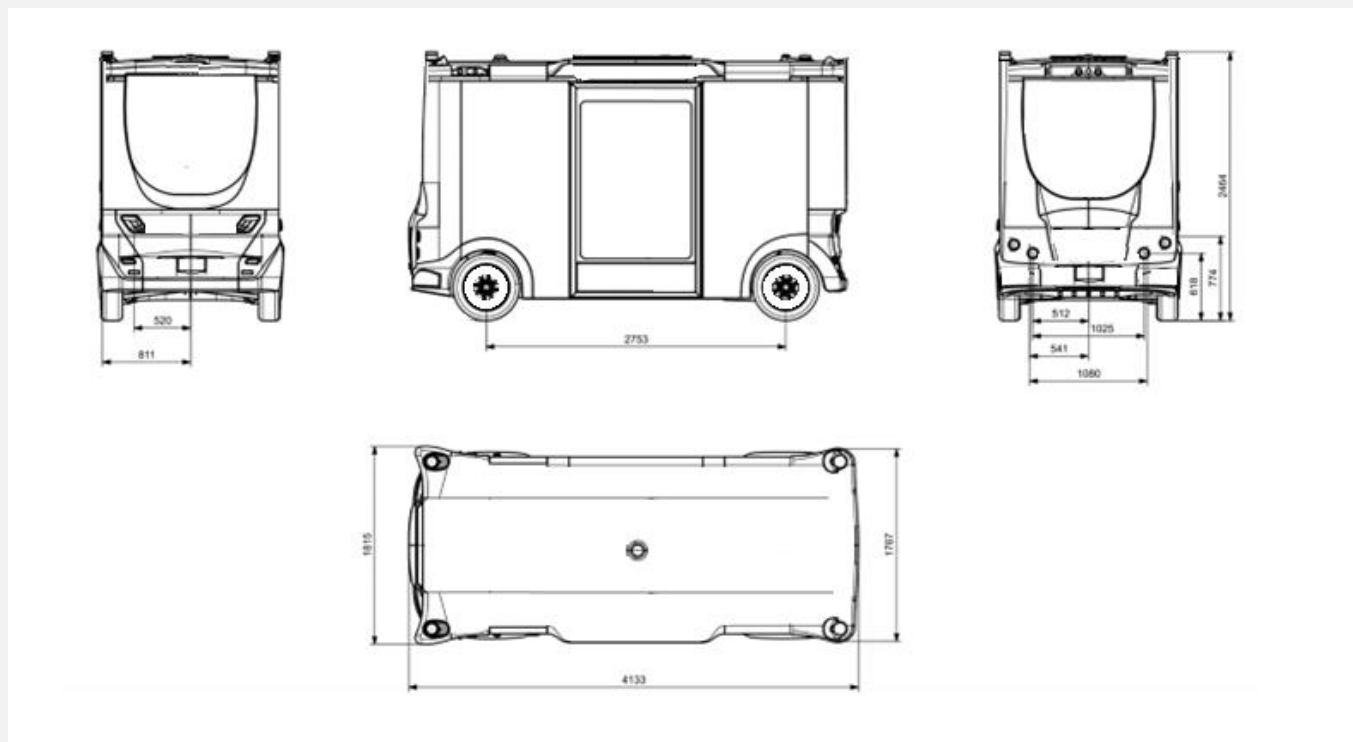
保安基準の緩和認定により適用の除外を受ける条項を記載します。

● 申請車両の外観四面図

記載内容

- 車両の外観、物品積載場所の配置が分かる4面図（前面・後面・側面・上面）等が最低限必要。
- 「長さ」、「幅」、「高さ」、「車両重量」、「最大積載量」、「定格出力」、「燃料の種類」、「車両の製作者」、「最高速度」を記載。

〈記載例〉



長さ	413cm
幅	176cm
高さ	245cm
車両重量	1530kg
最大積載量	なし
定格出力	100kw
燃料の種類	電気
車両の製作者	ヨコハマ
最高速度	19 km/h

⑥ 遠隔型自動運転システム等の概要説明書

記載内容

- 自動運転システムの全体的な挙動、性能を記載。
- 遠隔監視・操作装置における通信遅延に係る情報及びその他の必要な事項を記載。
(遠隔操作での通信障害、映像、操作遅延、画面ロックに係わる内容、セキュリティ対策、冗長性)
- 人が操縦する場面

〈特別装置自動車〉

【自動運転システムの概要】

自動走行システムは、○○システム、○○システム、○○システムで構成される。

3D MAPと車両に搭載されたLiDAR、GNSS、IMU等を使用して走行する。LiDARはレーザーによって対象の座標データである点群を取得することができる。これによって予め地図情報を作成し、それと現在の取得できている点群を照らし合わせて自己位置を特定、障害物を検知する。

GNSSは衛星から位置情報などの入った電波を受信し自己の位置を特定する。合わせて、IMUは走行環境下での様々な影響を低減し、高精度な自己位置を特定する。

自動運転中であっても必要に応じて運転者がオーバーライド可能である。

〈例〉

〈遠隔型自動運転システム搭載車〉

【自動運転システムの概要】

自動走行システムは、○○システム、○○システム、○○システムで構成される。

3D MAPと車両に搭載されたLiDAR、GNSS、IMU等を使用して走行する。LiDARはレーザーによって対象の座標データである点群を取得することができる。これによって予め地図情報を作成し、それと現在の取得できている点群を照らし合わせて自己位置を特定、障害物を検知する。

GNSSは衛星から位置情報などの入った電波を受信し自己の位置を特定する。合わせて、IMUは走行環境下での様々な影響を低減し、高精度な自己位置を特定する。

自動運転中であっても必要に応じて遠隔運転者がオーバーライド可能である。

【遠隔操作者が操縦する場面】

路上における駐車車両などを障害物として検知して○○秒以上障害物が移動しない場合には自動運行が自動で終了され、遠隔運転手がオーバーライドを行う。

【通信におけるセキュリティ対策】

通信は○○回線を使用しており、車両側とサーバとは○○による暗号化された通信により乗っ取りや改ざんを防止して安全性を確保している。

【通信における遅延・途絶】

操作装置を含むすべての通信遅延については、最大○○秒である。

車両の最大速度を時速19以下キロであり、その際の制動距離は通信遅延を含め、○.○○メートルであり、○○○を根拠に安全であると判断する。

通信途絶についても上記理由を根拠に○○秒を超える場合には途絶と判断する。

〈例〉

⑥ その他

● 申請する自動車を特定できる書面について

申請する自動車の、車名、型式、種別、用途、形状、登録番号、車台番号を確認できる下記のいずれかの書面の写しを提出してください。

- ・自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）
- ・登録識別情報等通知書
- ・自動車通関証明書
- ・製作証明書
- ・完成検査終了証
- ・その他

● 申請者を証明する書面について

申請者の、申請者名、役職、住所が確認できる下記のいずれかの書面の写しを提出してください。

- ・印鑑証明書
- ・登記簿謄本
- ・会社のホームページ
- ・その他

● 使用の本拠の位置がわかる書面について

使用の本拠の位置が確認できる下記のいずれかの書面の写しを提出してください。

- ・自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む）
- ・自動車保管場所証明書
- ・その他

⑥ その他

● 基準緩和を受けた自動車への表示について

保安基準の緩和を受けた自動車であって、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたものを運行の用に供しようとするときは、道路運送車両法施行規則第54条の規定に基づき、第19号様式による標識を自動車の後面に見やすいように表示する必要があります。

※原動機付自転車の場合は不要です。

● 基準緩和認定要領、認定実例等について

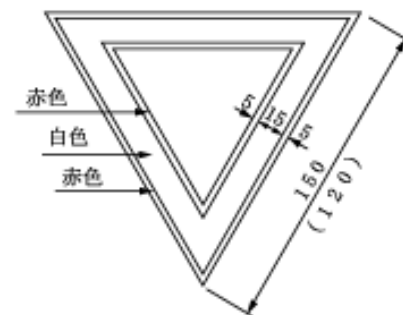
国土交通省ホームページにて、基準緩和に係る概要、認定要領、認定実例を公開しておりますので、こちらも併せてご確認ください。

(国土交通省HP ホーム>政策・仕事>自動車>自動運転の実証実験・実用化について)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000045.html



第十九号様式（制限を受けた自動車の標識）（第五十四条関係）



備考

- (1) 形状は倒立正三角形とすること。
- (2) 寸法は、総べて「ミリメートル」とすること。この場合において括弧内に示す寸法は、軽自動車及び小型自動車における寸法とすること。

国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ

自動車

組織・予算 税制・財投 統計データ パブリックコメント 報道発表 関連リンク集

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 自動運転の実証実験・実用化について

自動運転の実証実験・実用化について

- 自動運転の実証実験・実用化に係る基準緩和認定制度について
 - ・ [基準緩和認定制度概要](#)
 - ・ [基準緩和認定要領](#)
 - ・ [基準緩和認定実例](#)
- 自動運転の実証実験・実運行中に発生した交通事故について
 - ・ [交通事故の実例](#)